

政務活動費の透明性の向上に関する決議

今般、一部の地方議会において、政務活動費の不正事案が相次いで明らかとなり、地方議会に対する住民の信頼が大きく揺らいでいる。

政務活動費は、交付を受けた会派又は議員が使途基準を遵守するとともに、支出については、住民に対し説明責任をしっかりと果たしていかなければならない。

政務活動費を導入している町村議会においては、適正な制度運用に努めているところであるが、今般の政務活動費に関する問題は、地方議会全体に広く波及していることから、町村議会においても大きな問題として受け止める必要があると考える。

よって、我々町村議会議長は、今後とも強いリーダーシップを発揮し、引き続き住民の信頼を得られるよう、各議会において適切な手法により、政務活動費の透明性のより一層の向上に向けて取り組む所存である。

以上、決議する。

平成29年2月8日

全国町村議会議長会
都道府県会長会